

秋田いきいきワーク推進会議検討部会開催要綱（変更案）

（目的）

第1 秋田いきいきワーク推進会議（以下「推進会議」という。）に設置する検討部会の開催に必要な事項について定める。

（構成）

- 第2 検討部会は、別紙に掲げる有識者及び構成団体の役職者者を会員として構成する。
- 2 部会長は、推進会議の会長を充てる。
 - 3 部会長は、検討部会の会務を総括する。
 - 4 部会長は、必要に応じ、議論に必要と思われる者を出席させることができる。

（検討事項）

第3 検討部会では、推進会議を円滑に運営するため、必要な調査、情報収集を行うとともに、推進会議での協議事項等について、事前に検討する。

（会議）

- 第4 検討部会は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。
- 2 会員が出席できないときは、代理出席を認める。

（庶務）

第5 検討部会に関する庶務は、秋田労働局雇用環境・均等室が行う。

（補則）

第6 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、部会長が別に定める。

（付 則）

この要綱は、平成28年8月2日から施行する。

令和〇年〇月〇日改正